綱　領

1. われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. われわれは、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成17年
5月25日
発　行
第189号

発　行　所
日本赤十字新労労働組合連合会
（日赤新労）
東京都港区浜松町2-6-8伸和ビル1F
TEL（03）3433-3028
FAX（03）3432-4560
Eメール　shinrou@nyc.odn.ne.jp
ホームページ http://www.shiro.org/
発行責任者　佐 藤 浩 光

平成17年度

第一回中央委員会開催

夏期手当要求額等を決定

五月十五日、十六日の両日、中部国際空港の開港や日本国際博覧会の開催に沸く名古屋市の「名古屋サンプラザ」において、全国加盟単組より中央委員及びオブザーバー等約百名の参加のもと、第一回中央委員会が開催された。初日には部会及び専門部会が開催され、今年度の活動方針の決定や意見交換が行われた。また、翌日の中央委員会では、議題である平成十七年度ベアや夏期手当等について慎重な審議が行われた。

第一回中央委員会は、開会のことばの後、資格審査・成立確認（出席中央委員二三名、委任状一名）が行われ、議長に粕谷幸司氏（愛知血セ）、副議長に峯徹次氏（福島日赤）、書記に西嶋由美子氏（今津日赤）が選出された。

審議に先立ち、山田中央執行委員長が挨拶に立ち、次のように述べた。

「四月の月例経済報告では、『景気は一部に弱い動きが続いており、回復が緩やかになっている。』としている。一方、春闘結果を見ると、大手企業を中心に好業績を一時金に反映する傾向が一段と強まっている。また、三月の完全失業率は四・五%で、二〇〇二年に過去最悪の五・四%を記録して以来、その後は改善傾向が続いていて、昨年から四%台に戻している。

このような状況の中、今年度も新労は本社と二度の団体交渉を開催し、第四四回定期大会で決定した今年度ベアを始めとする要求項目について本社と協議を重ねているところである。しかし現段階で本社は、『従来どおりの雇用の確保と世間並みの給与を確保し、定昇についても規定に基づいた対応をして行きたい。』とするに留めて、具体的な回答には及んでいない。公務員の地域性を見据えた給与構造の見直しについては本社も新労本部も情報として留め、今後の展開を注視しているところである。

また、給与要綱第三五の改正については、新労が前向きな議論をしているにもかかわらず進展が見られないことから、他団体との交渉も含め、速やかに押し進めるよう要求している。

給与改正については、今後更に交渉を進めていくので、今中央委員会においては、皆さんの活発な議論と意見を期待したい。』

その後、報告事項（部会・専門部会・一般経過）に入り、審議事項では議題である平成十七年度ベアや夏期手当等について審議が行われた。

署名簿を本社に提出

5月16日（月）、全国加盟単組より寄せられた組合員及びその家族11,126名の署名簿を本社に提出し、平成17年度給与改正等、日赤新労の要求事項の実現を強く申し入れた。

■報告事項■

一、各部報告

各部長から大会以降の活動報告が行われた。また、前日開催された各部会の報告は以下のとおりである。

【組織部】

○ホームページのリニューアルと有効活用について

○新入組合員の加入状況について

○他団体の共存する単組が抱える問題点について

【教宣部】

○研修会の開催について

［単組新任役員研修会］＝六月二十五日～二十六日、講師は明治大学法学部講師・松岡二郎氏。

［幹部研修会］＝九月十一日、講師は石川佳代子氏（元中央執行委員・名二日赤）、内容は海外救援活動について。

［初心者研修会］＝ブロック単位で開催。助成金等については例年どおり。

○ホームページの運営について＝Q&Aの充実、個人情報の安全性

○新入組合員用冊子「労働組合のはなし」の活用について＝希望があれば無料配布

【調査部】

○今年度調査事項について

昨年の内容に加え、追加項目として「新人教育期間中の時間外手当等の支給状況」「保育所・託児所について」「看護師のリリーフ制」を加える。

二、専門部会報告

【病院部】

全社的福利厚生事業の運用状況、特別昇給の実態、個人情報の取扱い、病院の機能評価、サービス残業、医師不足問題等について意見交換。

【血液センター部】

職場環境の整備、適正な人員配置、休日出勤、財政調整制度、緊急車両講習、骨髄データセンター事業、検診医不足問題について意見交換。

【女性部】

リリーフ制、看護師の人員確保と教育、個人情報の取扱い、扶養等の取扱い等について意見交換。また、本社看護部との懇談会開催に向けて内容を協議。

三、一般経過報告

今年度ベアの交渉経過を中心に本部活動の報告が行われた。

今年も活発な意見交換がなされた女性部会

■審議事項■

一、本年度ベアについて

本部より、ベア及び諸手当等のこれまでの交渉経過の説明があり、その後各ブロック会議での審議結果が報告され、今後の交渉については賛成多数で本部一任と決定された。

二、夏期手当について

ブロック会議での審議結果が報告され、賛成多数で次のとおり決定された。

【統一要求額】

二二割＋一律三万円

【統一要求日】本部一任

なお、本部は五月二十四日（火）を統一要求日に指定した。

三、その他

①全社的福利厚生事業における施設の弾力的運用について（本部より）

各施設において弾力的運用が可能な事業の運用範囲が当該支給額の三〇%の額を超えない額まで可能とする解釈は、施設補助がある場合であり、自分たちの会費によって運営されている場合はこの限りではない。

②議案書作成について（本部より）

国際情勢・国内情勢のフォーム変更の提案があり、ブロックごとに分かれて協議した結果、賛成多数で承認された。

③組合積立金の口座管理について（三原日赤より）

金融機関より、口座名義を組合から個人に変更するよう連絡があったことについて、他単組における状況照会があった。

＜単組新任役員研修会＞

日　時：6月25日(土)～26日(日)
場　所：三井アーバンホテル秋田
演　題：「組合活動と労働法（仮）」
講　師：明治大学法学部講師
　　松　岡　二　郎　氏

【平成十七年度中央委員】

◎印は代表中央委員、闘争委員を兼ねる

【第一ブロック】（四名）
内海和彦(石巻日赤)＝調
峯　徹次(福島日赤)＝教
澤田浩幸(福島血セ)＝調
◎小林洋紀(新潟血セ)＝組

【第二ブロック】（九名）
◎神保一郎(芳賀日赤)＝教
井戸沼佳明(大田原)＝教
五十嵐康典(足利日赤)調
町田忠利(前橋日赤)＝組
荻原力也(原町日赤)＝組
寺西清吾(秦野日赤)＝教
飯田武志(浜松日赤)＝調
金沢丈夫(千葉血セ)＝調
粟津正樹(千葉血セ)＝組

【第三ブロック】（九名）
大月　肇(飯山日赤)＝教
森田洋充(名一日赤)＝教
古川和親(名一日赤)＝調
田宮真一(名二日赤)＝教
杉山裕二(名二日赤)＝調
板脇大輔(名二日赤)＝組
◎粕谷幸司(愛知血セ)＝組
八代　進(愛知血セ)＝調
河崎勝自(福井血セ)＝組

【第四ブロック】（一名）
◎西村和典(大津日赤)＝組・教・調

【第五ブロック】（六名）
山本俊一(鳥取日赤)＝教
岸本洋一(鳥取日赤)＝組
◎秋友信男(岡山日赤)＝教
三木伸良(岡山日赤)＝組
柴田　淳(三原日赤)＝調
古谷野智(岡山血セ)＝調

【第六ブロック】（一名）
西嶋由美子(今津日赤)教
◎冷川ひとみ（筑前山田日赤）＝組・調

以上、三一名

本部役員新任挨拶

中央執行委員
黒木　聖久
（名古屋第二赤十字病院）

この度、中央執行委員に選出されました黒木聖久と申します。生年月日は昭和四十年十二月二十三日で山羊座のA型です。家族構成は妻、八歳の長女、五歳の次女の四人家族。勤務先は名古屋第二赤十字病院検査部です。趣味は読書、音楽鑑賞、ハイキング（最近はあまり行ってませんが）、野球観戦（阪神）、カラオケ（上手くありません）といったところです。

今後中央執行委員として活動してまいりますが、これまでの単組活動ではまだまだ勉強不足であり、他の本部役員の方々の迷惑にならないか不安です。しかしやるからには組合員の皆様が働きやすい環境で仕事ができるように、微力ながら頑張ってまいりたいと思いますので、皆様のご指導とご協力をどうぞよろしくお願い致します。

＊

中央執行委員
小寺　悟
（鳥取赤十字病院）

第四四回定期全国大会におきまして、中央執行委員に選出されました。紙上をお借りして一言ご挨拶申し上げます。

昭和六十二年に入社後、平成元年四月に単組執行委員に選出され、平成六年からは十年間に渡り単組執行委員長としてフロアにて本部活動に注視して参りました。とにかくこの十六年間は、バブル終末期を含み大きな経済変動のあった時期だったと感じております。

めまぐるしい経済変動の中で日赤新労も波を乗切ったのかな?と感じておりますが、労働組合としては大きな過渡期であることを痛感している今日です。基本的な日本赤十字社の環境整備は整いつつあります。しかしながら、全社的にまだまだ問題を多く残していることを組合員の皆様は理解しておられると思います。

また国公では給与体系の見直しが検討されており、国公準拠を基本としている赤十字においては、今後の動向が危惧されるところです。社会情勢は今だ不安定ではありますが、日赤新労の基本理念である労使協調を念頭に置き、大いに発言していきたいと考えます。

いずれにしても、全国の中央委員ならびに各単組の代議員の皆様方の理解と御支援に基づき、微力ではありますが頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

＊

中央執行委員
河嶋　哲博
（筑前山田赤十字病院）

中央執行委員に就いて一カ月が過ぎようとしています。目新しいことだらけで未だ要領をつかみ切れていません。単組では執行委員長を経験し、それなりに勉強してきたつもりですが、本社本部間の交渉事となると違う緊張感が襲ってきます。しかし、この経験は単組の運営にもきっと役立つことと思います。

物足りなさを感じさせるでしょうが、推挙してくれた自ブロックの為にも頑張っていきたいと考えます。皆さんの「想定内」を覆す「想定外」の活動が出来ますよう精進してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

短く真面目になってしまいましたが、最初の挨拶ですのでご勘弁を。

北から南から

えっ、病院にコンビニが…

—愛・地球博に沸く名古屋から—

名古屋第二赤十字病院労働組合

皆さん、愛・地球博（愛知万博）はご覧になりましたか? 今、愛知は熱いですよ。日本で一番活気があると言ったら言い過ぎでしょうか。

そんな愛知県にある名古屋第二赤十字病院では、昨年九月より病院内にコンビニエンスストアがオープンしました。新病棟の完成に伴い、従来からの売店を廃止し、街で見かけるコンビニが病院を出なくても利用できるようになりました。営業時間は七時三〇分から二一時までと、二四時間営業ではないものの、開店前には入院されている患者様も今か今かと待っているほど好評です。

コンビニ名は「ハートフルスクエア」。飲み物、お弁当、日用品、書籍などの定番メニューに加え、介護用品の販売及びレンタルサービス、治療用特殊食品の販売など、病院ならではの商品も扱っています。またコンビニ開店にあわせて、ソフトクリームやファーストフード等も豊富なフードコーナーも新たにできました。カフェテリア方式で、自分の好きなものを自由に選んで席まで運べます。

病院の福利厚生の一環としてこのような施設ができましたが、三六五日開業している店舗は、休みのない病院としては職員、患者様ともに有難いものです。名古屋に見える機会がありましたら、是非お立ち寄りください。

アクセスもこの三月、病院前に待望の地下鉄駅が開業し、名古屋駅や街の中心である栄、中部国際空港などへ向かうのにとても便利になりました。九月までは先ほど紹介した愛・地球博も行われています。

皆様、是非熱い愛知にお出でください。お待ちしています。

（執行委員長・甲村亮二）

ハートフルスクエア（介護ショップ&ミニストップ）

女性部懇話会開く

筑前山田赤十字病院労働組合

昨年、夜勤で欠席していた単組定期大会で女性部長となり、うまくこの役を務められるのだろうかと不安なスタートを切ってから早一年、懇話会を設けることができたことは、私自身、ある意味で奇跡としか言いようがありません。

今回開催に踏み切ることができたのは、周囲のスタッフが感じている疑問に答えられずに、そのままにしている自分に無責任さを感じたからです。

当初は講義を予定していましたが、皆で意見を述べ合うことで職場環境を見つめなおしたほうが良いと考え、フリートーク形式としました。始めて聞く内容や疑問に対し、労働法を用いてわかりやすく説明してくださった本部の川原副執行委員長や、多方面の調整にご協力いただいた皆様に感謝しています。

現在、懇話会の内容を病棟スタッフに伝達し、二交替に対する要望をまとめて提出しています。今回の学びを活かし、今後もわからない事には関心を持って仕事に臨んで行きたいと思います。

（女性部長・川上知子）

LET'S STUDY 労働法

最近、労働時間や休日の取扱い等の質問が組合に多く寄せられています。皆さん、今一度、基本である労働法を勉強しましょう。ここでは、労働基準法の中の「労働時間、休憩、休日」に関する規定の一部を抜粋して、簡単に解説してみたいと思います。（紙面の都合で、第36条、第37条は次回の機関紙に掲載します。）労働基準法は言うまでもなく、労働者が人間らしい生活ができるための労働条件の最低基準を定めたものです。

第32条　使用者は、労働者に、休憩時間を除き１週間について40時間を超えて、労働させてはならない。
②　使用者は、１週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き１日について８時間を超えて、労働させてはならない。

〈趣旨〉１項で週の法定労働時間を定め、２項で１日の法定労働時間を定めている。

【１週間】起点の定めが就業規則などにないときは、「日曜日から土曜日までの７日間」すなわち暦週をいう。

【１日】原則として、午前０時から午後12時までのいわゆる暦日を意味する。ただし、１勤務が２つの日にまたがる場合には、たとえ暦日を異にする場合でも１勤務として取り扱い、始業時刻の属する日の労働として、「１日」の労働とすることになっている。しかし、始業時刻から終業時刻まで８時間を超える就業規則は、変形労働時間制（32条の２）の定めがないかぎり、違法となる。

第34条　使用者は、労働時間が６時間を超える場合においては少なくとも45分、８時間を超える場合においては少なくとも１時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
②　前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りではない。
③　使用者は、第１項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

〈趣旨〉適度の休憩は、作業能率の増進ばかりでなく、労働災害防止のためにも重要な意味を持っている。

【１時間】８時間の所定労働時間の後、時間外労働が３時間、４時間となっても、お昼に１時間の休憩時間を与えてあれば、法律上はさらに休憩を与える必要はない。所定労働時間が８時間以下で休憩時間を45分としている場合に、時間外労働により労働時間が８時間を超えた場合には、少なくとも15分の休憩時間を追加し、合計が少なくとも１時間になるようにしなければならない。

【休憩時間】単に作業に従事しない手待時間は含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間をいう。

【与えなければならない】休憩時間の付与義務について定めたものなので、当然、該当する場合は休憩時間を与えなければならず、与えない場合には罰則が適用される。なお、33条の「災害その他避けることのできない事由」がある場合であっても、与える必要があり、また、36条の労使協定によって、休憩時間中労働させる旨を定めることはできず、定めたとしても無効となる。

【一斉に】原則として一斉に与えなければならないことになっている。ただし、書面による協定があるときはこの限りではない。また、病院は40条にもとづき一斉休憩が適用されない事業である。

第35条　使用者は労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。
②　前項の規定は、4週間を通じ4日以上の休日を与える使用者については適用しない。

〈趣旨〉毎週少なくとも１回の休日すなわち週休制の原則を定めるとともに、４週につき４日の休日すなわち変形休日制も採用することができる旨を定めている。

【毎週少なくとも１回】週１回の休日のほかに祝日などを休日とした場合や、週休２日制を採用している場合、週１回の休日が確保されているかぎり、これらの休日に労働させても、この条の違反とはならない。

［関連：休日の振替］あらかじめ休日と定められた日を労働日とし、その代わりに他の労働日を休日とすることである。就業規則において休日を特定したとしても、別に休日の振替を必要とする場合、休日を振り替えることができる旨の規定を設け、これによって休日を振り替える前にあらかじめ（変更日の直前の勤務日の終業時刻まで）振り替えるべき日を特定して振り替えた場合は、当該休日は労働日となり、休日に労働させたことにはならない。ただし、休日を振り替えたことによって、その週の法定労働時間を越える時間は時間外労働となる。

［関連：代休］休日労働を行った事後に、その代償としてその後の特定の労働日の労働義務を免除するものであり、現に行われた労働が代休を与えることによって、休日労働でなくなるというわけにはいかない。したがって、割増賃金を支払う必要がある。